

平成 29 年 8 月

お客さま各位



キャッシュカードによる A T M 振込の一部利用制限について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、キャッシュカードによる振込に不慣れな高齢者のお客さまを A T M に誘導し、預金を振り込ませる「還付金詐欺」が急増しています。

当金庫では、こうした還付金詐欺等の特殊詐欺の被害を未然防止するために、下記のとおりキャッシュカードによる振込取引を一部制限させていただきます。

お客さまには、ご不便をおかけいたしますが、何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. A T M 振込の制限内容

下記のお客さまの口座は、A T M の振込限度額を「0（ゼロ）円」に設定させていただきますので、キャッシュカードによる A T M での振込取引ができなくなります。

(1) 対象となるお客さま

70 歳以上のお客さまのうち、過去 1 年以上キャッシュカードによる A T M 振込の取扱いが無い方

(2) 開始日

平成 29 年 8 月 7 日（月）

(3) その他

上記のお客さまがキャッシュカードによる A T M での振込取引を希望される場合は、平日の営業時間内に、お届印・本人確認書類（運転免許証など）・キャッシュカードを当金庫窓口にご提示のうえお申し出ください。

なお、キャッシュカードによる「お預入れ」や「お引出し」および現金でのお振込みは従来どおりご利用いただけます。

以上



キャッシュカードによるATM振込の 一部利用制限について

<特殊詐欺防止へのご協力をお願い>

ATM振込を中心とした還付金詐欺等、特殊詐欺が増加傾向にある中、ご高齢のお客様が被害に遭われるケースが多いことから、当金庫キャッシュカードを使用したATM振込について、平成29年8月7日(月)より下記のとおりとさせていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

対象となるお客さま

70歳以上のお客さまのうち過去1年以上、
キャッシュカードによるATM振込の
お取扱いが無い方

お取扱い内容

当金庫ATMおよび他金融機関ATMでのキャッシュカードによる
ATM振込限度額を0円に引き下げさせていただきます。

※振込限度額の引き上げをご希望の場合、お届印・本人確認書類（運転免許証など）・キャッシュカードをお持ちのうえ、平日の営業時間内に当金庫窓口へお申し出ください。